

## 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正について

令和2年11月

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

### 1. 背景

今般、建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するために、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大等を内容とする大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）及び都道府県等への事前調査結果報告の義務付け等を内容とする石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）が公布され、大気汚染防止法の一部を改正する法律の附帯決議においては、解体等工事の規制に関し、環境保全等の観点から、環境省、厚生労働省及び国土交通省等の関係省庁間の連携を強化し、より実効性のある石綿飛散防止対策を行うこととされた。

加えて、フロン回収率向上及び都道府県による指導監督の実効性向上のために、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第25号）が公布され、フロン類の管理の適正化等のため必要な場合においては、都道府県知事による関係地方公共団体の長等への資料提供の要請を可能とすること等が規定された。

以上を踏まえて、石綿及びフロン類の有無を把握し適正な分別解体の施工を確保するために、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）を改正し、以下の措置を講じることとする。

### 2. 概要

#### （1）特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正

別記様式第一号及び第二号の届出書別表1から3について、有害物質の適正な把握等の観点から、様式の見直しを行う。

- ・ 建築物に関する調査結果の記載事項へ石綿及びフロンに関する記載欄を追加
- ・ 工作物に関する調査結果の記載事項へ石綿に関する記載欄を追加

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布： 令和3年1月

施行： 令和3年4月